

かけがわししゅわほうし いんようせいこう ぎ  
掛川市手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の置かれている状況や生活を理解し、手話の基礎知識や聴覚障がい者との日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講座です。

**開催時期** 毎年4月～3月  
全45回

**会場** 市役所4階会議室など

**対象** 市内在住・在勤・在学の高校生以上の方

**費用** テキスト代(自己負担)

問い合わせ

かけがわしやくしよふくしか  
掛川市役所福祉課

TEL 0537-21-1215

FAX 0537-21-2100

かけがわしないうしゅわ  
掛川市内の手話サークル

手話サークル 太陽の会

初心者でも、手話を学びながらろう者と交流できるサークルです。活動日や活動場所

は下記の連絡先までお問い合わせください。



問い合わせ

かけがわししやかいふくしきょうぎかい  
掛川市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL 0537-22-1294

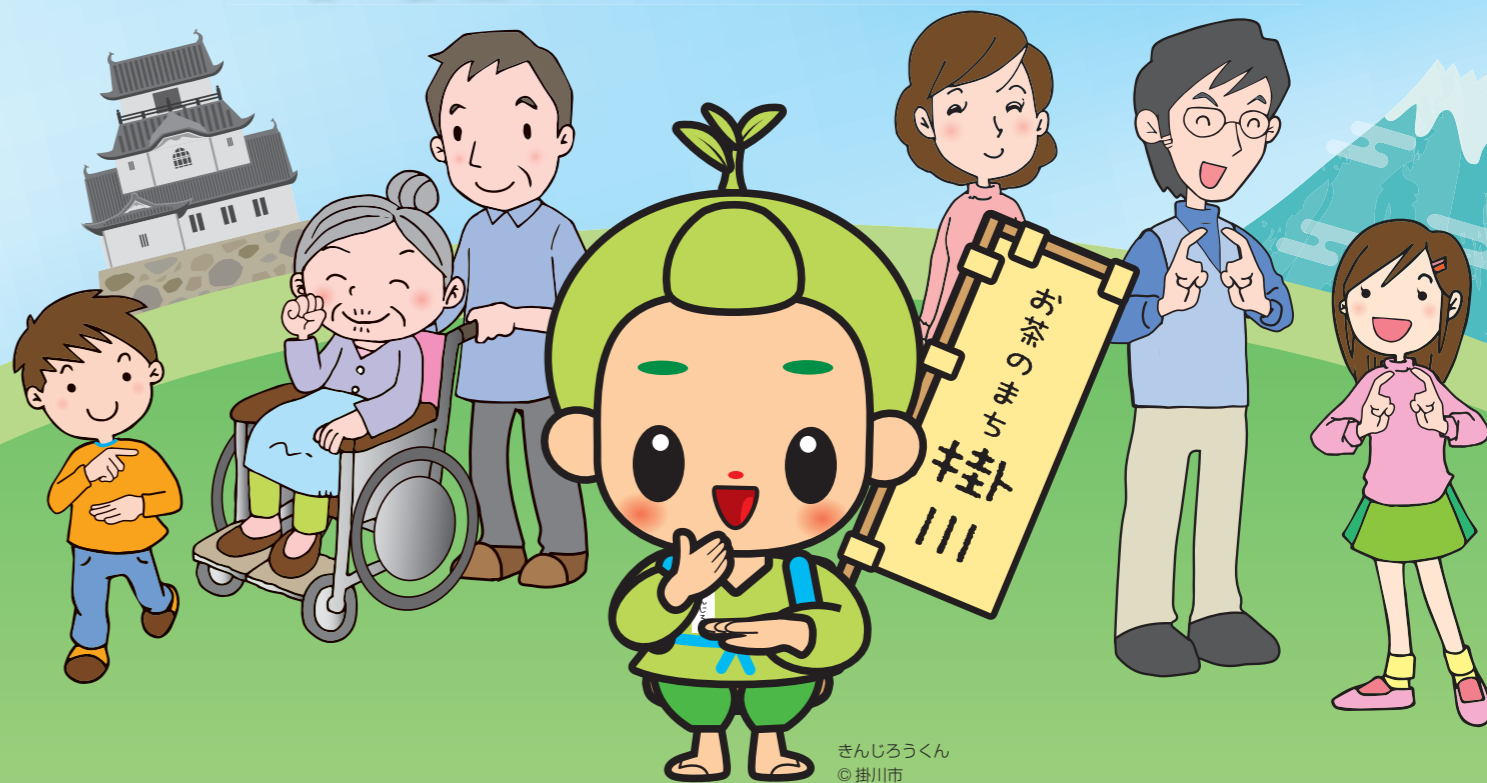
FAX 0537-23-3319

平成29年4月から施行

かけがわししゅわげんご  
掛川市手話言語の

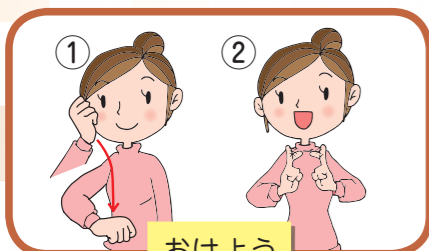
すいしんかん  
推進に関する

じょうれい  
条例ができました。

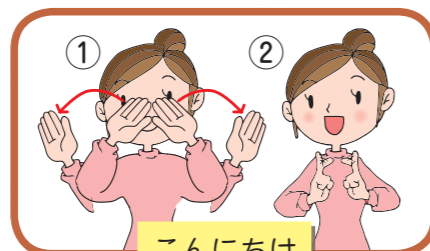


きんじろうくん  
©掛川市

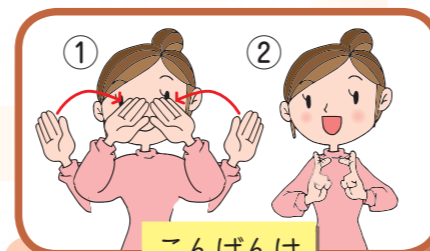
平成29年3月に掛川市手話言語の推進に関する条例を制定しました。行政をはじめ、市民や事業者に手話への理解促進と手話の普及、またろう者が住みやすい環境づくりなどへの責務・役割を明らかにし、手話を必要とする方がいつでも自由に使うことができる社会づくりを目指していきます。



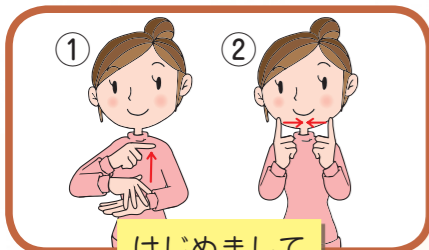
おはよう



こんにちは



こんばんは



はじめまして



よろしくお願いします



ありがとう



ともだち



おつかれさまです

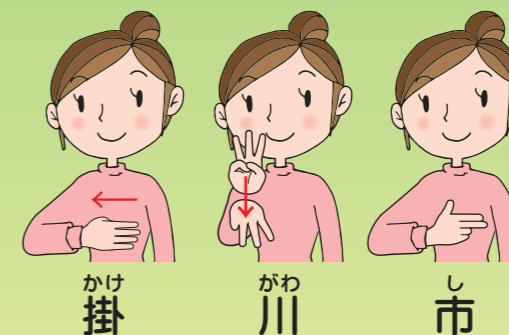


げんき 元気?

問い合わせ

かけがわしやくしよふくしか  
掛川市役所 福祉課

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1  
TEL 0537-21-1215 FAX 0537-21-2100  
mail: fukusi@city.kakegawa.shizuoka.jp



かけ  
掛

がわ  
川

し  
市

## ろう者とは？

手話を言語として日常生活または社会生活を営む人のことを言います。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育み、受け継いできました。

しかし、これまで手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや周囲との意思疎通を図ることに困難を強いられ、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

## 手話って何？

手話は手指や体の動きと表情を使って視覚的に表現する言語です。

あり、音声言語である日本語とは異なり独自の語彙や文法体系を持つ言語です。音や声を聞くことが出来ないろう者が自分の思いを伝え、お互いの気持ちを理解し合う最も自然で自由に会話できる言葉として大切にされてきました。

## 聞こえないということを知ろう。

耳が聞こえる人は、生まれた時から音や音声を自然と

聞きながら育って来ますが、聞こえない人はそのような音が聞こえないので自然に日本語を身につけることができません。手話を第一言語としているろう者の中には、日本語が上手く話せなかったり日本語で書かれた単語や文章の内容があまり理解できない人もいます。

また耳が聞こえないことが見た目では分からないため、車のクラクションに気づかなかったり、話しかけられても気づくことができず周りから誤解されることがあります。



ろう者は駅のアナウンスも聞こえないので、なぜ電車がこないのかわかりません。



ろう者はうしろから車や自転車が来てもわかりません。

## 希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川市をめざして

手話は、ろう者にとって大切な言語です。毎日の暮らしの中でもろう者はとても不安で孤独な思いをしています。ろう者や手話が正しく理解され、いつでもどこでも、誰とでも自由に手話で会話ができる掛川市を目指しましょう。



ろう者は話の内容がわからな  
いと、話の輪に入れません。



ろう者はあいさつ程度でも、手話で表してもら  
うとコミュニケーションがとりやすくなります。

## 掛川市手話言語の推進に関する条例の概要

### 基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければなりません。

### 市の責務

市は、本条例の基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有します。

### 市民の役割

市民・市内の地域自治組織・各種団体は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとします。

ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話通訳者の育成、その他の市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。

### 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとします。

また、ろう者が働きやすい職場環境を整備するよう努めるものとします。